

農業ひろさき

2026年5月1日(第243号)
(令和8年5月1日)



編集と発行：弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

弘前市ホームページ
農業情報はこちらから

女性の農業委員会活動推進シンポジウムに参加しました

3月4日、女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都内で開催され、当市からは、岩谷裕子委員、田村真裕美委員、小田切葵委員、花田洋子推進委員の4名が参加しました。

農業委員会での女性委員の役割を強め、更なる女性参画を目指すため開催されたこのシンポジウムは、基調講演のほか、担い手支援や人材育成と農業者年金の役割について意見交換が行われ、参加した委員は、今後の委員活動につながる貴重な機会となりました。



講演を熱心に聞く参加者

ひろさき農作業安全講習会開催 ～なくそう!農作業中の事故～

農業の安全な労働環境づくりのため、農作業事故事例の共有や農業機械の安全操作技術等を学ぶことができる講習会を開催します。

- ◆日時 第1回：5月11日(月)、第2回：5月20日(水)
いずれも午後2時～4時 ※各回同じ内容のため、どちらかにお申し込みください。
- ◆場所 市りんご公園 りんごの家2階研修室
(清水富田字寺沢125)
- ◆対象 市内に住所を有する農業者又は農業法人等
- ◆内容 ①講義：事故発生状況、農作業事故に関する動画視聴等
②農業機械実習：トラクター、乗用草刈機、スピードスプレイヤー等の安全操作技術及び日常点検整備を予定
③体験ブース：農作業事故VR体験
- ◆定員 各回50名(事前申込制)
- ◆申込締切 第1回：5月7日(木)、第2回：5月18日(月)
- ◆参加費 無料
- ◆共催 ひろさき農業総合支援協議会、青森県農業機械協会
- 問い合わせ・申込先 ひろさき農業総合支援協議会事務局
(農政課地域経営係内)
☎40-7102
Eメール nousei@city.hirosaki.lg.jp



農福連携農作業見学会・ マッチング会のお知らせ

農福連携のマッチングの円滑化を図るため、農福連携を検討している市内農業者及び市内又は近隣市町村の福祉事業所などを対象とした農作業見学会及びマッチング会を開催します。

| | 農福連携農作業見学会 | 農福連携マッチング会 |
|------|--|---------------------------|
| とき | 6月2日(火) 午前10時～11時 | 6月11日(木) 午前10時～11時30分 |
| ところ | 藤田隆行氏園地(鬼沢字猿沢5-61) ※園地は変更になる可能性があります。 | 中央公民館岩木館 大研修室(賀田1-18-3) |
| 内容 | 園地で障がい福祉事業所が実施する農福連携の摘果作業を見学 | 農福連携の事例紹介及び農業者と福祉事業所の意見交換 |
| 定員 | 15人まで(先着順) | 20人まで(先着順) |
| 参加費 | 無料 | 無料 |
| 申込締切 | 5月28日(木)まで | 6月5日(金)まで |

- ◆申込方法 電話または右記申込フォームからお申し込みください。(見学会・マッチング会共通)
- 問い合わせ先 農政課地域経営係(市役所前川本館3階) ☎40-7102 FAX 32-3432
Eメール nousei@city.hirosaki.lg.jp



初心者向けりんご研修会 開催のお知らせ

市では、りんご作業の未経験者や初心者を対象に、各生産工程の基礎的な技術研修会を開催します。
各日程等については以下のとおりです。

| 内容 | 開催日 | 定員 | 時間 |
|---------------------------|----------|------|-----------------|
| 第1回 摘果・コンフューザーR の取付 | 5月27日(水) | 各30人 | 13:30~ 15:00 |
| | 5月30日(土) | | |
| 第2回 着色管理・収穫 | 9月26日(土) | 各30人 | 13:30~ 15:00 |
| | 9月30日(水) | | |

- ◆集合場所 市りんご公園「りんごの家」2階研修室
- ◆講師 (公財)青森県りんご協会職員、市内JA職員
- ◆参加費 無料
- ◆持ち物 飲み物、汗拭きタオル、作業用手袋、雨カッパ(雨天時)
- ◆対象者 アルバイト、副業等を検討している初心者や、福祉事業所の関係者など、りんご作業に興味のある人
- ◆申込方法 開催日の2日前までに農政課へお申し込みください。(希望日、氏名、電話番号、りんご作業経験の有無をお知らせください)

■申込み・問い合わせ先

農政課地域経営係(市役所前川本館3階)
☎40-7102 FAX 32-3432
Eメール nousei@city.hirosaki.lg.jp



交信かく乱剤(コンフューザーR)の設置について

県では、令和8年も交信かく乱剤(コンフューザーR)をりんご病害虫防除暦の基準薬剤に位置付けています。

コンフューザーRは、モモンクイガなどのメスがオスを引き寄せるための性フェロモンを人工的に合成したもので、園地内に人工フェロモンを充満させることで、交尾が阻害され、害虫の発生が抑制されます。

コンフューザーRの効果を十分発揮させるためには、広範囲かつ継続的に設置する必要がありますので、地域一丸となって設置に取り組みましょう。

■問い合わせ先

りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)☎40-7105
青森県農林水産部りんご果樹課 生産振興グループ
(青森市長島1-1-1)☎017-734-9492



果樹経営支援対策事業

りんご園の改植(令和9年春植え)などを国が支援する果樹経営支援対策事業について受付しています。

地域計画の目標地図に位置付けられた方かつ園地が市内にある方で、補助金の活用を希望する場合は、お申し込みください。

◆つがる弘前農協組合員申込先 →所属している各支店

■問い合わせ先 つがる弘前農協指導部農業振興課
☎82-1090

◆申込締切 5月8日(金)

◆津軽みらい農協組合員申込先 →石川支店

■問い合わせ先 津軽みらい農協石川グリーンセンター指導係
☎92-3311

◆申込締切 5月29日(金)

※各農協組合員以外の人

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)
☎40-7105

りんご放任園解消対策事業

病害虫の温床となるりんご放任園の解消を図るため、放任樹の伐採、抜根、撤去等に要する経費の一部を補助します。

◆対象者 3戸以上の農業者で組織する団体、地域計画において地域の農業を担う者として位置付けられ、又は位置付けられることが確実であると見込まれる認定農業者、認定新規就農者等

◆補助対象経費 人件費、機械器具借上費、燃料費、業務委託料

◆補助金額 ○調査・交渉経費 15,000円(奨励金)
○処理対策経費

次の①、②のいずれか少ない額

①伐採樹が23本以上/10aの場合:

117,512円/10a以内

伐採樹が23本未満/10aの場合:

5,108円/本

②補助対象経費の実支出額の合計額

◆募集期間 予算の範囲内で、随時受付します。詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)
☎40-7105

農地流動化情報は、 市のホームページからも情報提供!

農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地解消対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

☛ 農業・商工業・観光 > 農業情報 >
農地に関すること > 農地流動化情報



空気の乾燥・火の取り扱いに注意しましょう!

弘前りんご花まつり

5月3日(日・祝)~5日(火・祝)

りんごの花が可憐に咲き誇る市りんご公園で、弘前りんご花まつりを開催いたします。りんごづくしの1日を、ご家族やお友達と一緒に楽しくお過ごしください。

◆場 所 市りんご公園 (清水富田字寺沢)

◆花まつりのご案内

ステージイベント、りんごに関する体験ブース、アップルパイなどのフードの出店、りんご園のクラフトスクールなど

※詳しくはWebページ(二次元コード)をご覧ください。



■問い合わせ先

りんご課販売・発信係
(市役所前川本館3階)

☎40-2354

またはりんご公園

☎36-7439



新たな農業経営士、青年農業士を紹介します

令和7年度に県から、農業経営士、青年農業士に認定された本市の農業者を紹介します。

地域農業の推進役として、今後一層の活躍が期待されます。

今回の認定者を含め、本市の農業経営士は15人、青年農業士は18人となります。

農業経営士

青年農業士



小林 靖典 (原ヶ平)



伊藤 公介 (大沢)

青年農業士

青年農業士



相馬 崇宏 (大沢)



相馬 啓介 (大沢)

りんご園防風網張替事業

市では、気象災害からの恒常的な防護策として、収入保険または果樹共済加入者を対象に防風網の張り替えに要する経費に対し補助します。

◆対象者

- ・収入保険または果樹共済加入者であること (令和8年産)
- ・市税などの滞納がないこと (過去5年間)

◆補助対象経費 防風網の張替経費

◆補助率(額) 1/3 (上限18万円)

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)

☎40-7105



農地を転用する場合は、青森県知事の許可が必要です!!

農地の無断転用は法律違反です!!

- 農地転用とは、農地を住宅、店舗、事務所、駐車場、資材置場などの用途に変更することです。農地転用をするには、農業委員会を経由しての青森県知事への許可申請、または農業委員会への届出の手続きが必要です。
- 農地を一時的に資材置場、駐車場、仮設事務所などにする場合も許可が必要です。これらの許可を受けずに農地転用をすると、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの命令がされる場合があります。また、3年以下の懲役、または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金といった罰則が適用される場合もあります。

※市街化区域内の農地転用は事前に農業委員会へ届出が必要です。

■問い合わせ先 農業委員会農地調整係 ☎40-7104

利用されなくなった農業用排水路について

都市化の進展などにより、個人や水利組合などが管理している用排水路で、水田などの受益地がなくなった水路がある場合には、下記へご相談ください。

なお、土地改良区が管理している用排水路については、各土地改良区へご相談ください。

■問い合わせ先 農村整備課総務係

(市役所前川本館3階)

☎40-7103



農業情報は、市のホームページからも!

市のホームページには、各種農業情報や新着情報を掲載しています。ぜひご利用ください。

◆農業情報検索方法

弘前市ホームページ内の

「ホーム」→「農業・商工業・観光」→「農業情報」



持続可能な農業経営確立事業

市では、農業者団体、認定農業者及び認定新規就農者が行う農業経営の改善・発展に向けた事業を支援します。

◆補助対象事業および補助対象者

| 補助対象事業 | 事業内容 | 補助対象者 |
|-----------|---|---|
| ①研修会等事業 | ・経営力向上を目的とした研修会（青色申告・労務管理・法人化等）の開催・参加 ・先進事例視察等の研修会の実施 など | ・構成員のうち、補助事業に参加する市内農業者等が5戸以上の団体 |
| ②経営高度化事業 | ・簿記等営農支援ソフトの導入 ・土壌診断の実施 など | ・市内に住所または事務所を有する認定農業者・認定新規就農者 |
| ③求人情報発信事業 | ・Web サイト等への求人情報の掲載 ・移住・就農イベントへの出展 など | |
| ④販路開拓事業 | 自ら生産した農産物及びその加工品に関する ・県内外販売イベントへの新規出展 ・EC サイト等の新規開発・構築 など | ・構成員のうち、補助事業に参加する市内農業者等が3戸以上かつ新規就農者が3分の2以上である団体 |

◆補助対象経費 謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、手数料など

◆補助金額 補助対象経費の2分の1以内※(上限10万円)※補助対象事業①において、農業者団体構成員のうち、研修会等の参加者の過半数が市の検診などを受診する場合は3分の2以内

■問い合わせ先 農政課担い手育成係（市役所前川本館3階）☎40-0767

クマの被害にご注意を!

クマの目撃情報が多発する時期です。

作業中被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

- クマが出没するおそれのある山ぎわ付近での作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。
- 笛を吹いたり、鈴、ラジオなど音が出るものを身につけて、存在を知らせる。
- 廃棄したりんご・野菜を放置しておくとかまを引き寄せの原因となるので、適切に処分する。
- 森林、斜面林などに近い農地は、クマの出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の草・低木の刈払いなどを行うこと。

【クマに遭遇したら】

- クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。
- 大声を上げたり、攻撃したりしない。
- 子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。

【クマを目撃したら】

- 平日日中は、下記問い合わせ先まで
- 夜間・休日は弘前市役所☎35-1111(代表)までご連絡を。

■問い合わせ先 農村整備課鳥獣対策係（市役所前川本館3階）☎40-4155

農地に係る許可申請の審議・決定結果概要

農地の売買・賃借等の申請の許可、決定等の審査のため、農業委員は毎月の総会に出席し、農地の適正利用の推進に努めています。 <<10月～3月末までの審議結果>>

| 区 分 | 件 数 | 面 積 (㎡) |
|---|----------|---------------|
| 農地の権利移動 (農地法第3条) 農地を耕作する目的で、所有権を移転、賃借権等を設定する場合の許可申請 (農地法第3条の3) 農地の相続等をした場合の届出 | 所有権の移転 | 79 457,101 |
| | 使用収益権の設定 | 113 810,334 |
| | 相続等の届出 | 124 1,055,908 |
| 権利移動を伴わない転用 (農地法第4条) 農地の所有者が、農地を農地以外に転用する場合の許可申請・届出 | 市街化区域 | 2 278 |
| | 市街化区域以外 | 9 3,709 |
| 権利移動を伴う転用 (農地法第5条) 農地の所有者以外が、農地を農地以外に転用する場合の許可申請・届出 | 市街化区域 | 1 11 |
| | 市街化区域以外 | 9 3,058 |
| 農地売買等事業 | 所有権の移転 | 152 628,830 |
| 農地中間管理事業 | 使用収益権の設定 | 36 179,318 |
| 賃貸借の合意解約 | | 93 468,719 |

■問い合わせ先 農業委員会農地調整係・農地利用促進係（市役所前川本館3階）☎40-7104